

川崎重工業株式会社

NO.2017006

2017年5月23日

各 位

会 社 名	川崎重工業株式会社
代表者名	取締役社長 金花 芳則
コード番号	7012 東京① 名古屋①
問合せ先	コーポレートコミュニケーション部 部長 鳥居 敬
	【東京】TEL 03-3435-2130
	【神戸】TEL 078-371-9531

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催予定の第194期定時株主総会（以下、「本総会」）に、株式併合に係る議案並びに単元株式数及び発行可能株式総数の変更等に関する定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(ご参考)

平成29年9月27日をもって、東京証券取引所、名古屋証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

(3) 変更の条件

本総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が原案通り承認可決されることを条件に、効力を発生することといたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合を行う理由

上記「1. 単元株式数の変更」を行うにあたり、売買単位当たりの価格水準について、証券取引所が望ましいとしている投資単位(5万円以上 50万円未満)の水準を勘案し、株式併合を行います。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・比率 平成29年10月1日をもって、同年9月30日(実質上9月29日)現在の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	1,670,805,320株
併合により減少する株式数	1,503,724,788株
併合後の発行済株式総数	167,080,532株

(注)「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、「併合前の発行済株式総数」及び株式の併合比率に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は以下のとおりです。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	129,890名(100.0%)	1,670,805,320株(100.0%)
10株未満所有株主	2,419名(1.9%)	6,369株(0.0%)
10株以上所有株主	127,471名(98.1%)	1,670,798,951株(100.0%)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、その所有株式に1株に満たない端数が生じる株主の皆様に対しては、会社法の定めに従い、当社がこれを一括で処分し、その売却代金を端数の割合に応じて各株主様に交付いたします。

(5) 株式併合の条件

本総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款一部変更」に関する議案が原案通り承認可決されることを条件に、効力を発生することといたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

本総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、現行定款第6条が規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株とするため、現行定款第8条に規定する単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更いたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>33 億 6 千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 億 3 千 6 百万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新 設)	<u>附 則</u> 第6条及び第8条の変更は、当社第 194 期定時株主総会の第2号議案に係る株式併合の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は株式併合の効力発生日経過後、これを削除する。

(3) 変更の条件

本総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案及び本定款一部変更に関する議案が承認可決されることを条件に、効力を発生することといたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

平成 29 年 5 月 23 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 28 日	定時株主総会決議日(予定)
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での売買最終日(予定)
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日(予定)
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数変更、株式併合、定款の一部変更の効力発生日
平成 29 年 12 月上旬	端数処分代金のお支払い

(注) 1 本総会において、関連議案が可決された場合の予定です。

(注) 2 単元株式数変更、株式併合、定款の一部変更に係る効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 29 年 9 月 27 日をもって、各証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更・株式併合に関する Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更・株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか？

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、売買単位を100株に統一することを目指しています。当社も、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。

これにあたり、売買単位当たりの価格水準について、証券取引所が望ましいとしている投資単位(5万円以上50万円未満)の水準を勘案し、10株を1株にする併合を行うものであります。

Q3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月末日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となりますので、現在、議決権をお持ちの株主様の議決権の数に変更は生じません。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,500株	1個	150株	1個	なし
例3	999株	なし	99株	なし	0.9株
例4	8株	なし	なし	なし	0.8株

※ 例1、例2に該当する株主様は、特段のお手続きは必要ございません。

※ 端数株式相当分(上記例3、4)が生じた場合は、全ての端数を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し端数の割合に応じてお支払いいたします。

※ 株式併合の効力発生前のご所有株式が10株未満の場合(上記例4)、株式併合後にご所有株式が無くなることとなり、当社の株主様としての地位を失うこととなります。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はないのですか？

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株当たりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様がご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。具体的なイメージは以下のとおりです。

	効力発生前	効力発生後	備考
ご所有株式数	1,000株	100株	10分の1
株 価	400円	4,000円	10倍
資 産 価 値	40万円	40万円	変化なし

Q5. 配当金への影響はないのですか？

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただくこととなりますので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式相当分につきましては、配当は生じません。

Q6. 株主は何か手続きをしなければなりませんか？

特に必要なお手続きはございません。

Q7. 今後のスケジュールはどうなりますか？

具体的なスケジュールは、以下のとおりを予定しております。

平成 29 年6月 28 日	定時株主総会決議日
平成 29 年9月 26 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年9月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月1日	単元株式数変更、株式併合、定款変更の効力発生日
平成 29 年 12 月上旬	端数処分代金のお支払い

※ 平成 29 年6月 28 日開催予定の当社第 194 期定時株主総会において、関連議案が可決された場合の予定です。

※ 単元株式数変更、株式併合、定款の一部変更に係る効力発生日は平成 29 年 10 月1日ではありますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 29 年9月 27 日をもって、各証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上